

第3次みずまき男女共同参画プラン

後期計画



みずひめ



みずまろ

一人ひとりの人権と個性が尊重され、
性別にかかわらず活躍できる協働のまちづくり

令和6年2月

福岡県水巻町

はじめに

水巻町では、「第 5 次水巻町総合計画」を策定し、「学びあう町になる」「子育てにやさしい町になる」「健やかで支えあえる町になる」「居心地がいい町になる」「働ける町になる」の 5 つのなりたい姿を掲げ、様々な施策を実施しています。

これらの施策を進めるためには、一人ひとりが互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

本町では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成 16 年 3 月策定の「MIZUMAKI★自分らしく生きる 21～みずまき男女共同参画プラン」を皮切りに、第 2 次プラン、第 3 次プランと、情勢等を踏まえて計画を策定し、さまざまな施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

この度、「第 3 次みずまき男女共同参画プラン」の中間見直しを行い、これまでの成果や課題、中学生及び事業所を対象にしたアンケートの結果を踏まえ、水巻町男女共同参画懇話会からの答申を基に「第 3 次みずまき男女共同参画プラン」(後期計画)を策定しました。

今後は、この実施計画に基づき、「一人ひとりの人権と個性が尊重され、性別にかかわらず活躍できる協働のまちづくり」の実現に向けて、国・県及び関係機関との連携はもちろんのこと、住民の皆さま、事業所の皆さまとともに、積極的に取り組んでまいります。

皆さまにおかれましても、家庭、地域、職場、学校等あらゆる場面で男女共同参画の視点を取り入れ、誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました水巻町男女共同参画懇話会委員の皆さま、アンケートやパブリック・コメントを通じて貴重なご意見をいただきました中学生や事業所の皆さま、住民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和 6 年 2 月

水巻町長 美浦 喜明



目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の実施期間	2
4	計画の策定体制	3
5	男女共同参画をめぐる国際社会及び国・県の動向	4

第2章 水巻町の男女共同参画の現状

1	統計からみる現状	6
	（1）人口・人口動態	6
	（2）雇用・就労状況	9
	（3）政策・方針決定過程への女性の登用状況	11
2	アンケート調査からみる現状	12
	（1）固定的性別役割分担意識	12
	（2）男女の地位の平等感	13
	（3）「男女共同参画」の認知度	14

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	16
2	基本目標	17
3	計画の体系	18
4	本計画とSDGsとの関連	19

第4章 計画の内容

1	後期計画における重点的取組み	20
2	後期計画の具体的取組み	22
	基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識が根つき、理解が深まるまちづくり	22
	基本方向1 男女共同参画社会実現のための意識啓発	22
	基本方向2 男女共同参画の視点にたった教育の推進	26
	基本目標Ⅱ 男女がともに地域で支えあうまちづくり	28
	基本方向1 地域における男女共同参画の推進	28
	基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり	30
	基本方向1 配偶者等の暴力防止と被害者支援	30
	基本方向2 あらゆる暴力の根絶と被害者支援	32

基本方向3	誰もが安心して生活できる支援の充実	34
基本目標Ⅳ	男女がともに自立し、活躍できるまちづくり	37
基本方向1	行政における男女共同参画の推進	37
基本方向2	女性活躍の推進	39
基本方向3	ワーク・ライフ・バランスの推進	42

第5章 計画の推進

1	推進体制の充実	45
2	連携体制の整備	45
3	計画の進捗管理	45

資料編

1	水巻町男女共同参画懇話会条例	49
2	水巻町男女共同参画懇話会委員名簿	50
3	計画策定の経過	50
4	水巻町男女共同参画推進委員会要綱	51
5	関連諸法	52
	（1）男女共同参画社会基本法	52
	（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	55
	（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	62
6	関連用語集	72
7	関連年表	75

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会です。少子高齢化が進み人口減少社会に突入している我が国において、男女共同参画社会の実現は社会全体で取り組むべき重要課題となっています。

平成11年(1999年)に策定された男女共同参画社会基本法では、地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及び地方公共団体の特性に応じた施策を策定し実施する責務を有する(第9条)とされ、また、市町村は、国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない(第14条)と規定されています。

令和2年(2020年)12月には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この時点で依然として我が国では政治分野と経済分野における男女の格差が大きく、これまでの各種制度・慣行等に男女共同参画の視点を十分に踏まえていなかったことが原因として挙げられています。これらを踏まえて、基本計画では今後5年間に於いて、男女の格差解消すなわちジェンダー※平等に向けて、基本的な視点と取り組むべき事項が定められました。

本町では、平成16年(2004年)度に「MIZUMAKI★自分らしく生きる21～みずまき男女共同参画プラン～」を策定し、平成21年(2009年)度に「第2次みずまき男女共同参画プラン 前期実施計画」、平成26年(2014年)度に「第2次みずまき男女共同参画プラン 後期実施計画」、平成31年(2018年)度に「第3次みずまき男女共同参画プラン」を策定し、本町の男女共同参画社会の実現に向けて取組みを進めてきました。

本計画は、第3次プラン策定以降の社会環境の変化等を踏まえて、本町における現状と課題を明らかにして、今後の男女共同参画に関する基本方針と施策を体系化するものです。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）第9条及び第14条第3項に規定する市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（「市町村男女共同参画計画」）に相当するものです。
- 本計画は、国の男女共同参画基本計画（「第5次男女共同参画基本計画」）及び福岡県の男女共同参画基本計画（「第5次福岡県男女共同参画計画」）を考慮しながら定めています。
- 本計画は、「水巻町総合計画」や「水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等、関連計画との整合を図り、町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための計画です。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に規定する市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（「市町村基本計画」）として位置づけます。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）第6条第2項に規定する市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（「市町村推進計画」）として位置づけます。
- 本計画は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第68号）第5条に規定する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する住民の理解の増進に関する施策を掲載したものとして位置づけます。

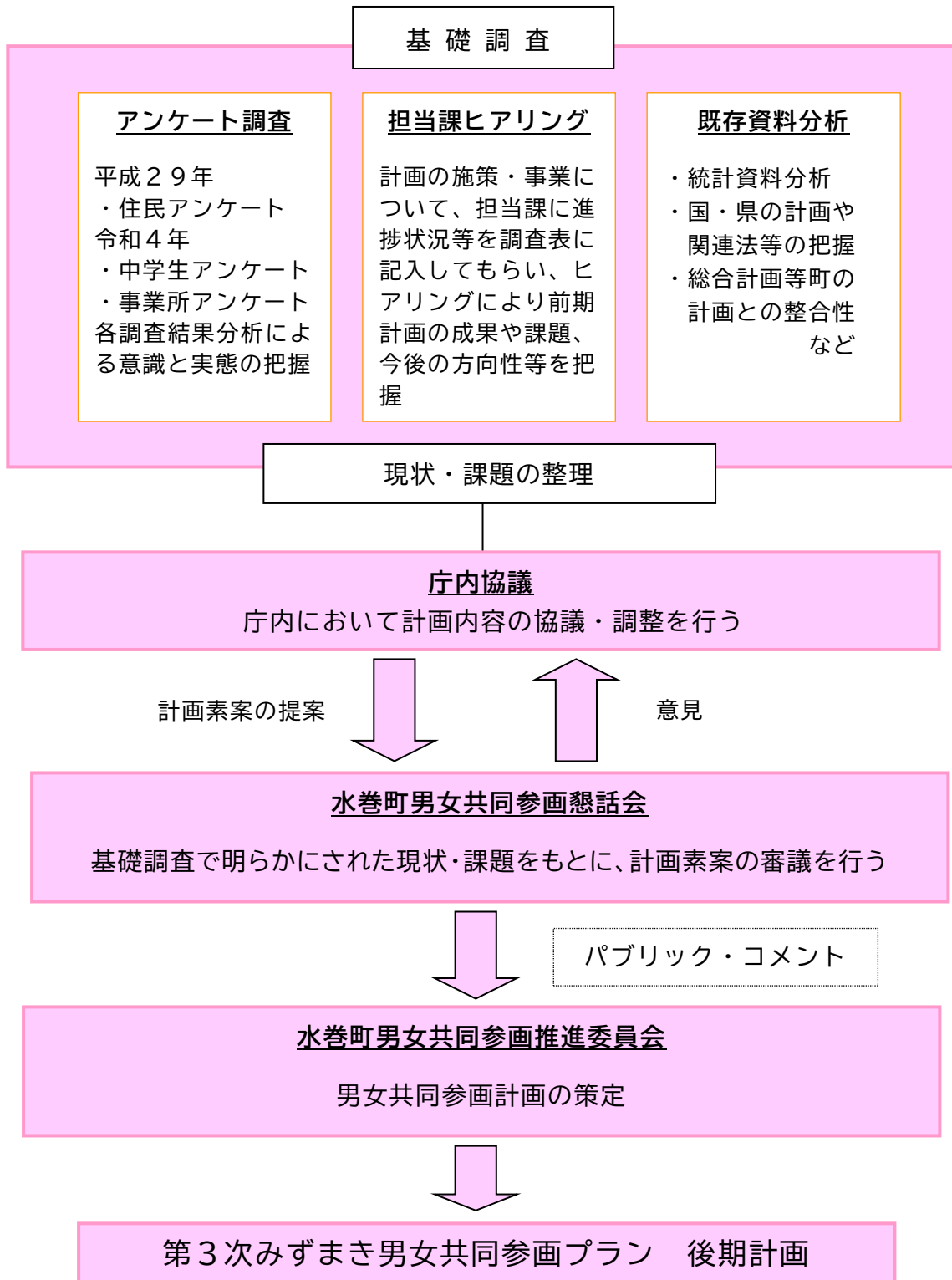
3 計画の実施期間

本計画の実施期間は、2019年度～2028年度までの10年間とします。また、計画の内容は、2019年度～2023年度までの5年間の前期とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などを踏まえて2023年度に見直しを行い、2024年度～2028年度までの5年間の後期とします。

なお、本計画の基本理念及び基本目標は10年間の期間とし、基本方向、重点的取組み、具体的施策は5年間の期間とします。

令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)
第3次みずまき男女共同参画プラン									
前期計画									
				見直し	後期計画				
進捗状況を適宜、把握・点検									

4 計画の策定体制



5 男女共同参画をめぐる国際社会及び国・県の動向

第3次みずまき男女共同参画プラン前期計画策定以降の国際社会及び国や県における男女共同参画に関する主な動きをまとめました。

【国際社会】

令和2年(2020年)には、世界的なコロナウイルス感染拡大の中、国連から各国政府に対し、新型コロナウイルス感染の拡大を防ぎ早期に景気を回復するためには、ジェンダー平等と女性の権利は必要不可欠であり、女性と女児を感染症対応の中心に据えるよう要請されました。

令和5年(2023年)には、日本が議長国を務めた「G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」において、新型コロナの感染拡大の女性への影響をふまえ、男女間の賃金格差を是正するための柔軟な働き方や公平で透明な給与制度を推進するとともに、性別に基づく役割分担意識などの変革の必要性を強調した共同声明が発表されました。

【国】

令和2年(2020年)には、ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映し、政府機関、民間企業、市民社会などが連携して一層の取組みを進めることや、新型コロナウイルス感染の拡大で顕在化した女性を巡る諸課題などへの対応を盛り込んだ「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されています。

第5次男女共同参画基本計画では目指す社会として以下の項目があげられています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs※で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組みを行い、国際社会と協調する社会

令和3年(2021年)には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、事業主に対し、育児休業の個別の周知・意思確認の義務付けが規定され、男性版産休(出生時育児休業)が新設されました。

令和4年(2022年)には、女性であることを理由に抱える困難である、経済的困窮、ドメスティック・バイオレンス(DV)※や性暴力被害などに対し、女性の福祉や権利擁護を中心とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布されました。

令和5年(2023年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が

改正され、加害者のつきまとい等を禁止する保護命令の要件に、身体的な暴力だけではなく、精神的な暴力も加え、厳罰化されました。

また、同年には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布されました。

この法律では、恋愛感情や性的感情の対象となる性別の指向、また自身の性別についての認識が、実際は多様でありながらこれまでは理解が不十分であったことから、多様性に寛容な社会を実現することを目的としています。法律に基づき、地方公共団体は、住民におけるこれらの理解増進に関する施策を策定し、実施するよう努めることとなりました。

さらに同年、「女性版骨太の方針 2023（女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023）」が閣議決定され、以下の項目が重点事項として掲げられました。

- ① 「女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けた取組の推進」
- ② 「女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化」
- ③ 「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」

【福岡県】

平成31年（2019年）には、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が公布され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関して、「性暴力」の定義を明記し、性暴力対策アドバイザーによる啓発授業を小学校から実施するなど全国に先駆けた取組みが進められています。

令和3年（2021年）には、目指す姿として以下の項目があげられた「第5次福岡県男女共同参画計画」が策定されています。

- ① 性別にかかわらず人権が互いに尊重され、誰もが安心して暮らすことができる社会
- ② 男女がともに個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会
- ③ 新しい働き方・暮らし方を実現し、一人ひとりが望む生き方ができる社会

同年、「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。この計画では、DVと児童虐待への対応のさらなる連携強化、若年層や男性に向けた啓発の推進、デートDV※や新型コロナウイルス感染症に起因したDVの増加や深刻化への対応などを重点的に進めるとしています。

第2章

水巻町の男女共同参画の現状

1

統計からみる現状

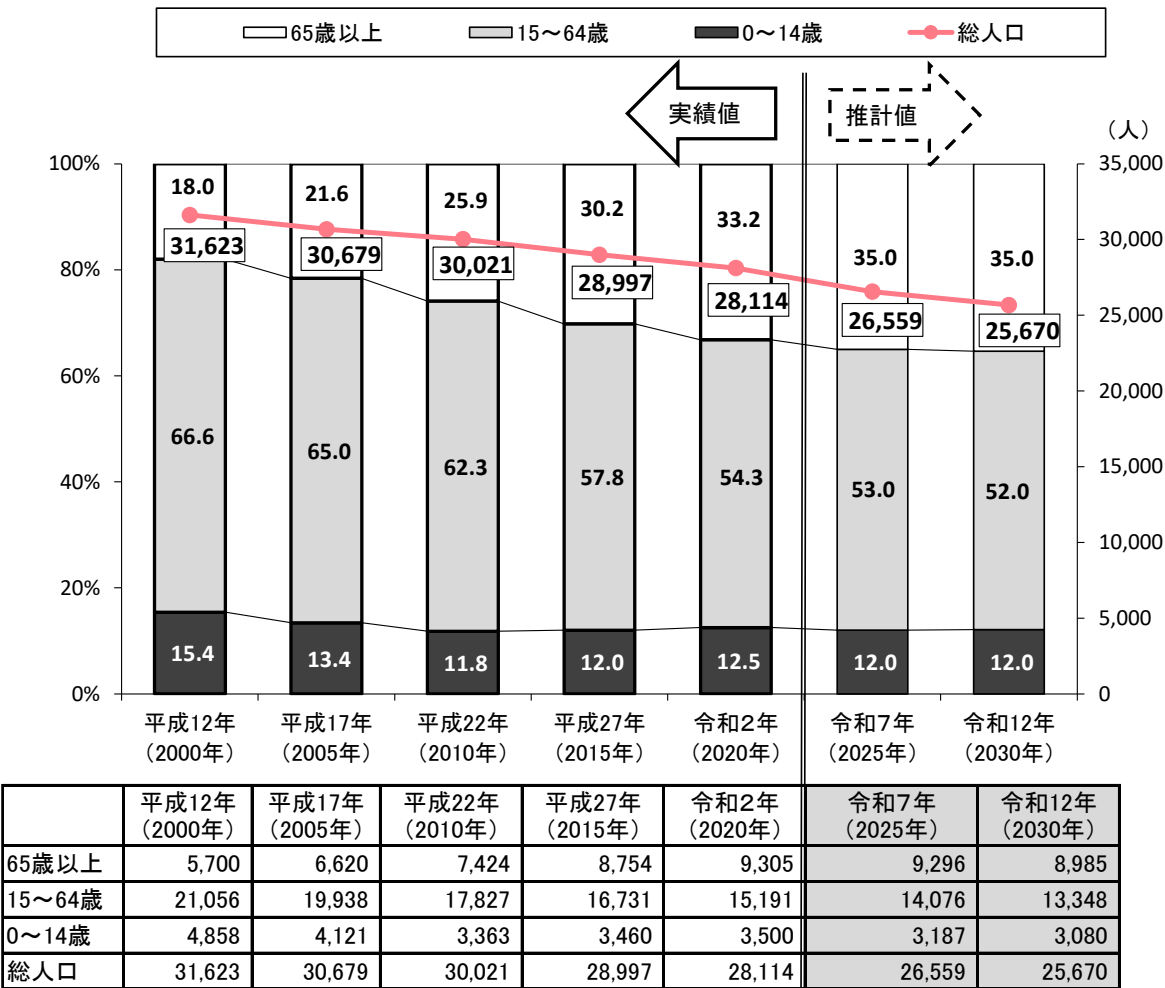
(1) 人口・人口動態

①総人口及び年齢区分別人口の推移

本町の総人口は平成12年の31,623人から減少し、平成27年28,997人、令和2年は28,114人となっています。本町の推計によると、令和12年には25,670人まで減少すると推計されています。

年齢区分別の割合をみると、生産年齢人口（15～64歳）の割合は、平成12年から一貫して減少しており、令和7年には53.0%と推計されています。一方、老年人口（65歳以上）の割合は、平成12年の18.0%から平成27年には30.2%と3割を超えて増加しており、令和7年には35.0%と、今後も増加傾向が続くと推計されています。

図表2－1 総人口及び年齢区分別人口の推移



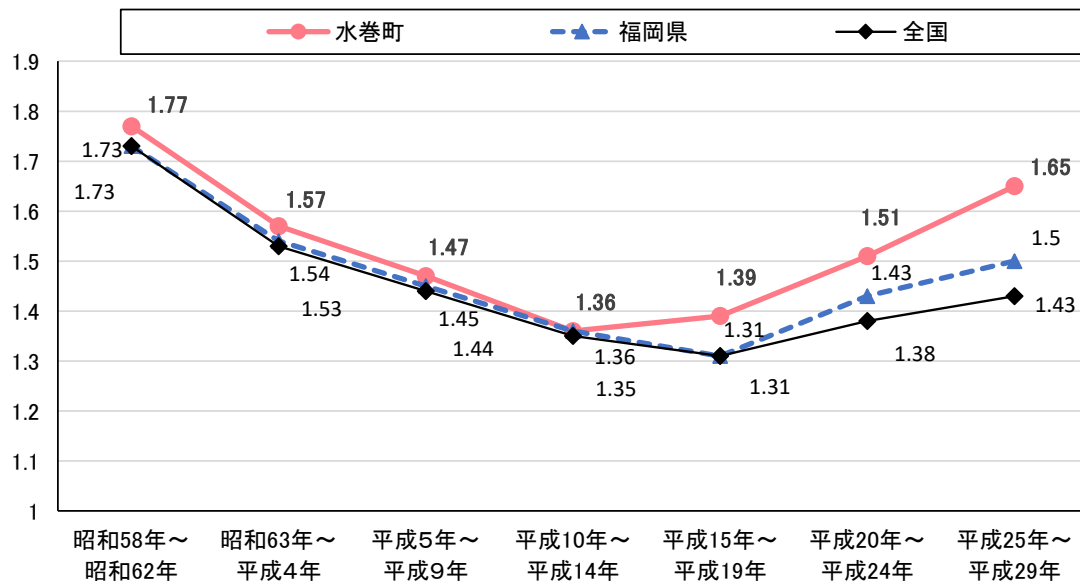
資料：国勢調査（総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない）

2025、2030年は、「第2期水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020～2024年）」の推計による

②合計特殊出生率の推移(福岡県・全国比較)

本町の合計特殊出生率は、近年は上昇傾向となっており、平成10年～平成14年で1.36と最低となりましたが、その後、平成20年～平成24年では1.51、平成25年～平成29年では1.65となっています。また、福岡県、全国と比較すると、平成25年～平成29年では福岡県、全国のいずれも本町の方が上回っています。

図表2-2 出生数と合計特殊出生率の推移(福岡県・全国比較)



資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告（人口動態保健所・市区町村別統計）」

※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

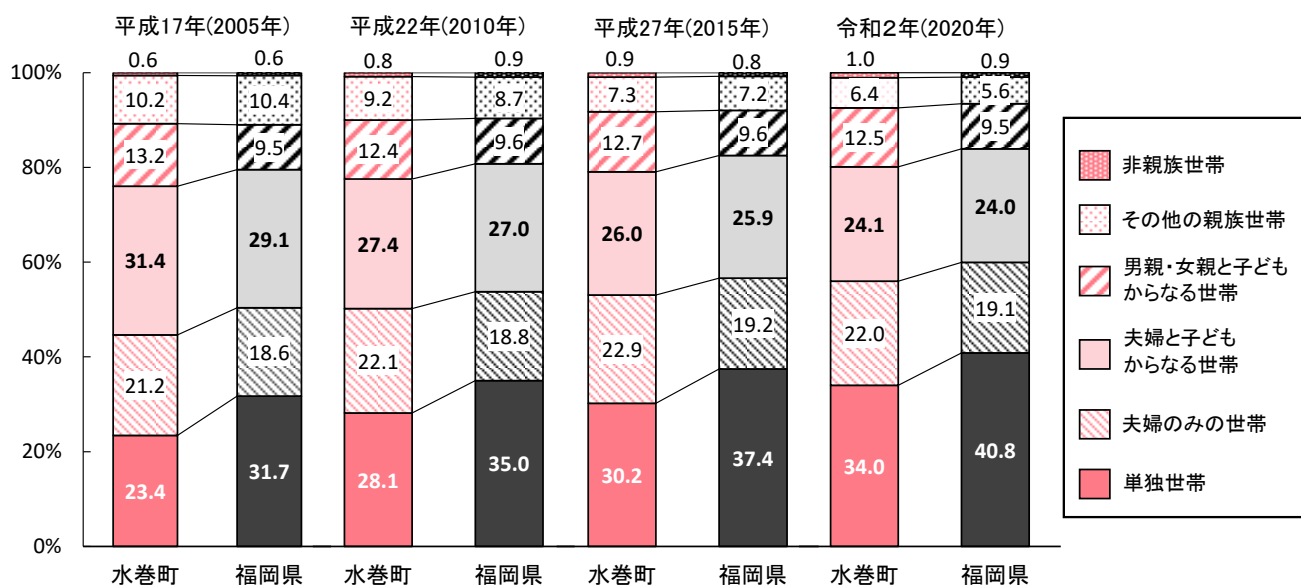
③家族類型別一般世帯数の推移(福岡県比較)

一般世帯の家族形態の割合をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」は平成17年の31.4%から徐々に減少し令和2年には24.1%となっています。一方、「単独世帯」の割合は平成17年の23.4%から令和2年には34.0%と増加しています。「男親・女親と子どもからなる世帯」は、平成17年の13.2%から令和2年には12.5%と一定の割合で推移しています。

福岡県の推移と比較すると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合は福岡県と大きな差はみられませんが、「単独世帯」の割合は福岡県より少なく、「男親・女親と子どもからなる世帯」の割合は福岡県よりやや多くなっています。

「単独世帯」の割合が3割を超えている本町では、単身高齢者の介護や見守り等の課題が生じています。また、「男親・女親と子どもからなる世帯」の割合も1割を超えて推移しており、ニーズに応じた支援の取組みが求められると考えられます。

図表2-3 家族類型別一般世帯数の推移(福岡県比較)



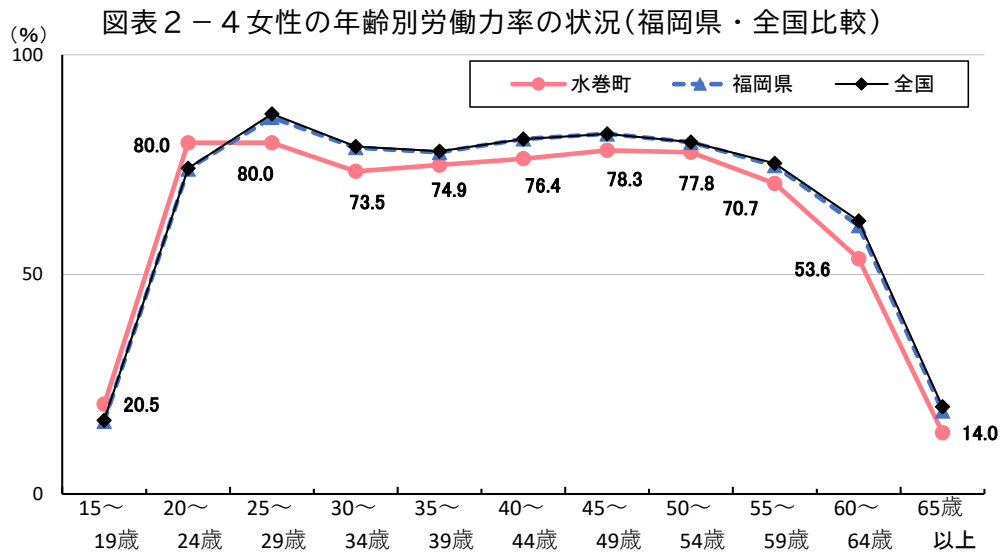
資料：国勢調査

(2) 雇用・就労状況

①女性の年齢別労働力率の状況

女性の年齢別労働力率は、結婚・出産退職により 30 歳代で低下し、育児がある程度落ち着く 40 歳代に再就労するという一般的な傾向があり、年齢別労働力率のグラフは、30 歳代で労働力率が下がるM字カーブ※を描いてきましたが、近年は 30 歳代での労働力率の低下は縮小しつつあります。

本町における女性の年齢別労働力率をみると、20 歳代はほぼ横ばいで推移し、30 歳代前半で減少し、30 歳代後半から 40 歳代後半にかけて増加しています。全国、福岡県に比べると、本町は 20 歳代後半の労働力率が低くなっています。

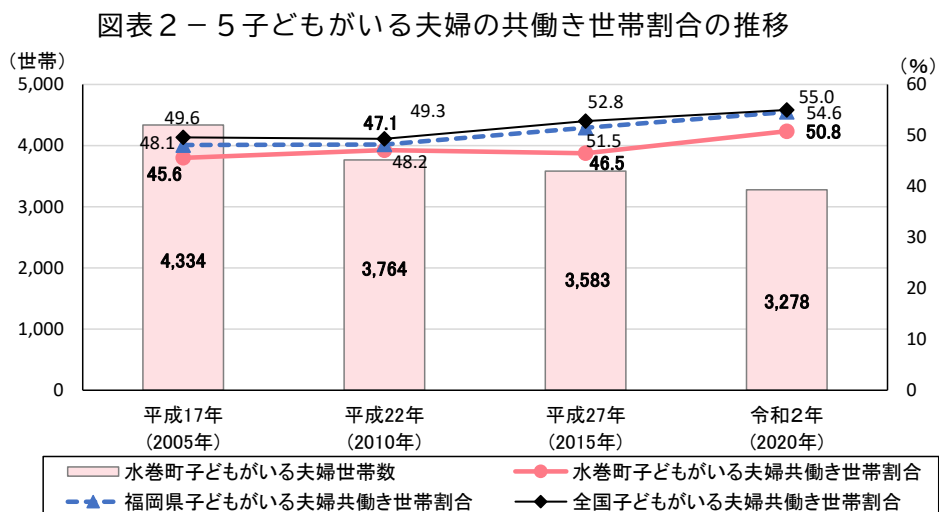


資料：国勢調査（令和2年）

※労働力率：就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が 15 歳以上の人口に占める割合

②子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移

本町の子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移をみると、平成 17 年の 45.6%から徐々に増加し、令和 2 年では 50.8%と5割を占めています。全国、福岡県と比較すると、共働き世帯の割合は低くなっています。

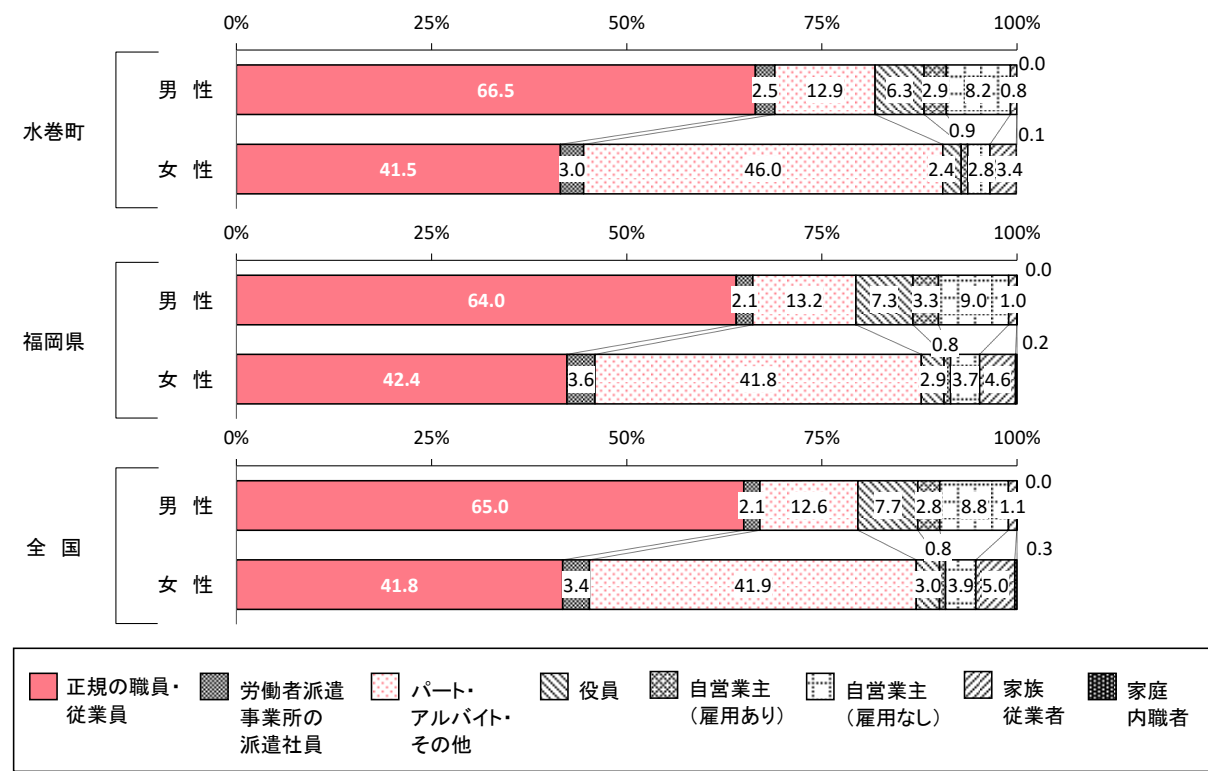


資料：国勢調査

③雇用者の従業上の地位

本町の雇用者における従業上の地位を性別にみると、女性は男性に比べて正規の職員・従業員の割合が低く、パート・アルバイト・その他の割合は男性に比べると約33ポイント高くなっています。全国、福岡県と比較すると、男女ともに正規の職員・従業員の割合に大きな差はありませんが、女性のパート・アルバイト・その他の割合は本町の方が高くなっています。

図表2－6雇用者の従業上の地位(福岡県・全国比較)



資料：国勢調査（令和2年）

(3) 政策・方針決定過程への女性の登用状況

令和5年4月1日現在の町の管理職等（課長補佐・係長・主査以上の役職者）における女性割合は21.7%となっており、職員全体に占める女性割合は35.8%となっています。

また、下表②の審議会等における女性割合は27.2%となっており、全国の町村平均の23.8%(令和4年9月30日現在)より、3.2ポイント高い状況です。町議会議員に占める女性割合は21.4%で、定数14人のうち3人が女性です。

① 町の管理職等における女性の登用状況

(単位：人・%)

	総数	男性	女性	女性の割合
職員全体	156	100	56	35.8
合 計	69	54	15	21.7
課長・主幹	19	17	2	10.5
課長補佐・係長・主査	50	37	13	26.0

資料：水巻町

② 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況

(単位：人・%)

	総数	男性	女性	女性の割合
審議会等	467	340	127	27.2

資料：水巻町

③ 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性の登用状況

(単位：人・%)

	総数	男性	女性	女性の割合
委員会等	25	19	6	24.0

資料：水巻町

④ 要綱等に基づく会議体等の女性の登用状況

(単位：人・%)

	総数	男性	女性	女性の割合
会議体等	143	93	50	34.9

資料：水巻町

⑤ 町議会議員に占める女性の割合

(単位：人・%)

	総数	男性	女性	女性の割合
町議会議員	14	11	3	21.4

資料：水巻町

⑥ 自治会の女性の登用状況

(単位：人・%)

	総数	男性	女性	女性の割合
自治会会長	31	28	3	9.7
自治会副会長	31	25	6	19.4
自治会役員	272	158	114	41.9

資料：水巻町

2 アンケート調査からみる現状

第3次水巻町男女共同参画プランの見直しにあたり、施策検討の基礎資料とするため、令和4年7月に「中学生アンケート」を、同年10月に「事業所アンケート」を実施しました。平成29年に実施した「男女共同参画に関する住民アンケート」の主な結果と合わせて、本町の男女共同参画に関する意識や実態を把握しました。

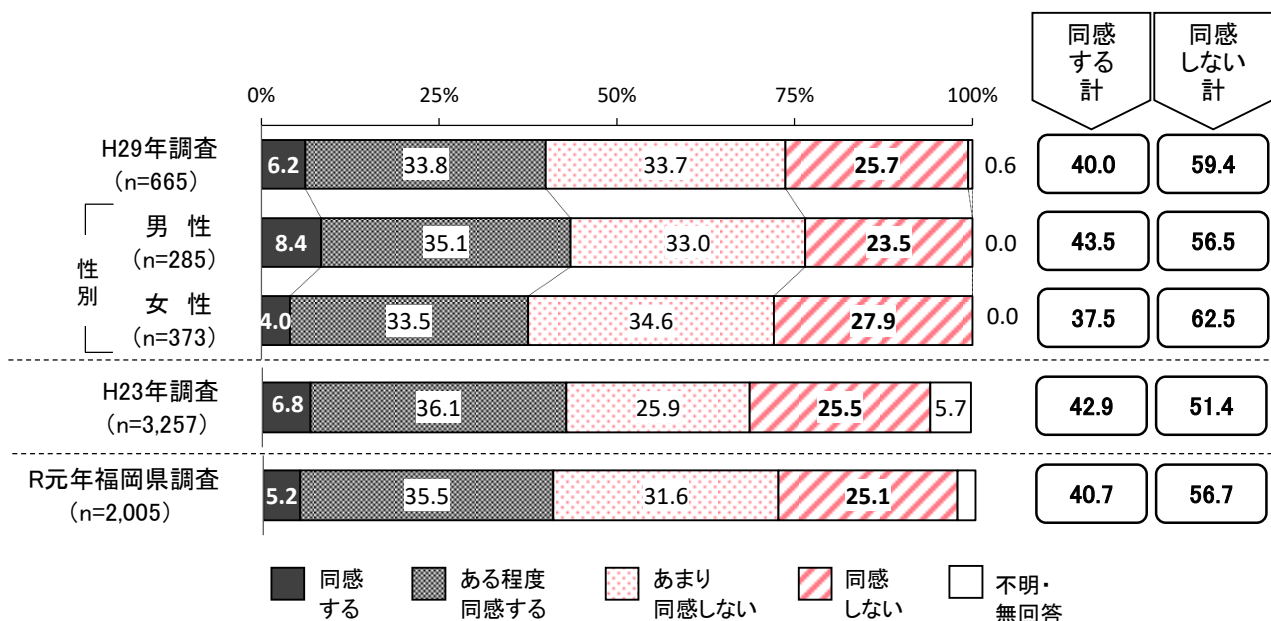
(1) 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方について尋ねたところ、住民アンケート結果では、「同感しない」と「あまり同感しない」を合わせた『同感しない』は59.4%、「同感する」と「ある程度同感する」を合わせた『同感する』は40.0%となっており、同感しない人が多くなっています。平成23年調査と比較すると『同感しない』が増加しており、固定的性別役割分担意識※は解消傾向がみられます。

性別では、女性の『同感しない』は62.5%で、男性の56.5%に比べて固定的性別役割分担の考え方に反対する人が多くなっています。

令和4年に実施した中学生アンケート結果では、『反対』は70.0%で『賛成』の11.7%を大きく上回っています。固定的な性別役割意識は若年層においてより解消傾向となっています。

図表2-7-①「男は仕事、女は家庭」という考え方について(全体・性別)【住民】

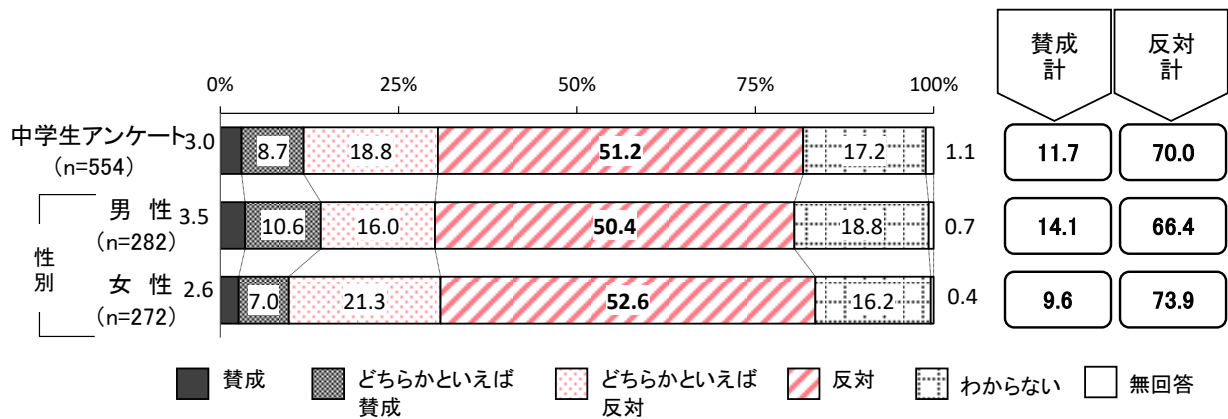


※『同感する』:「同感する」+「ある程度同感する」
 『同感しない』:「同感しない」+「あまり同感しない」

■住民アンケート調査の概要

- 調査対象者 20歳以上の男女2,000人
- 回収率 33.3% (有効回収数 665人)
- 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- 調査方法 郵送法
- 調査期間 平成29年10月

図表2-7-②「男は仕事、女は家庭」という考え方について(全体・性別)【中学生】



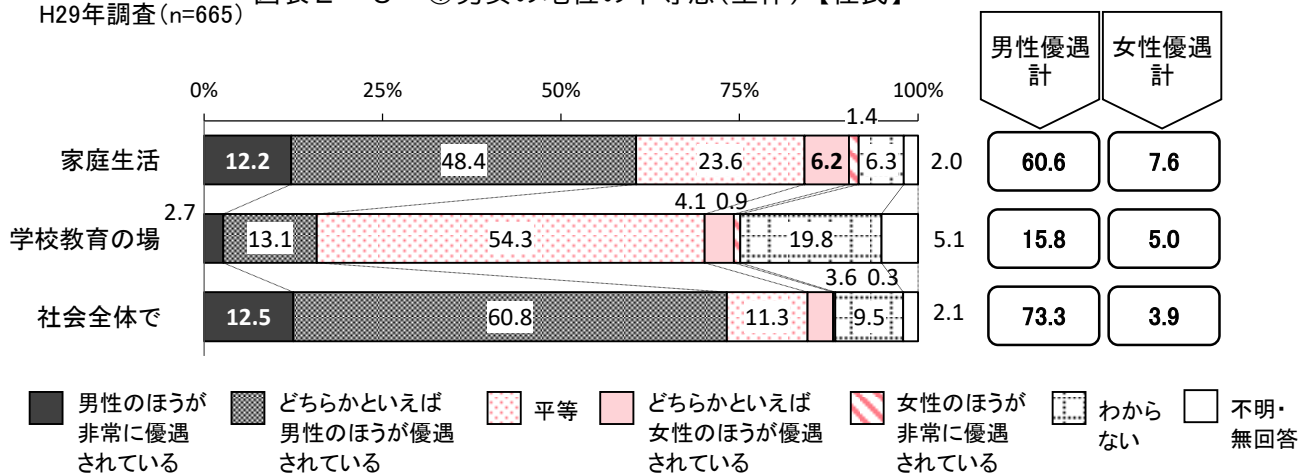
■中学生アンケート調査の概要

- 調査対象者 水巻中学校 304 人
水巻南中学校 334 人
- 回収率 88.2% (有効回収数 563 人)
- 調査方法 水巻中学校 紙面
水巻南中学校 オンライン(タブレット端末で回答)
- 調査期間 令和4年7月

(2) 男女の地位の平等感

住民アンケート結果では、「学校教育の場」は『平等』と考えている人が54.3%となっていますが、「家庭生活」では『男性優遇』が60.6%で、「社会全体」になると『男性優遇』が70%以上となっています。社会全体では依然として男性が優遇されていると感じている人が多くなっています。

中学生アンケート結果では、「うちの中で」と「学校の中で」では『平等』と考えている人が6割前後と高くなっていますが、「社会全体」になると『平等』が減少し「わからない」が44.4%と高くなっています。中学生にとって身近なところで『平等』と考える人が多くなっています。

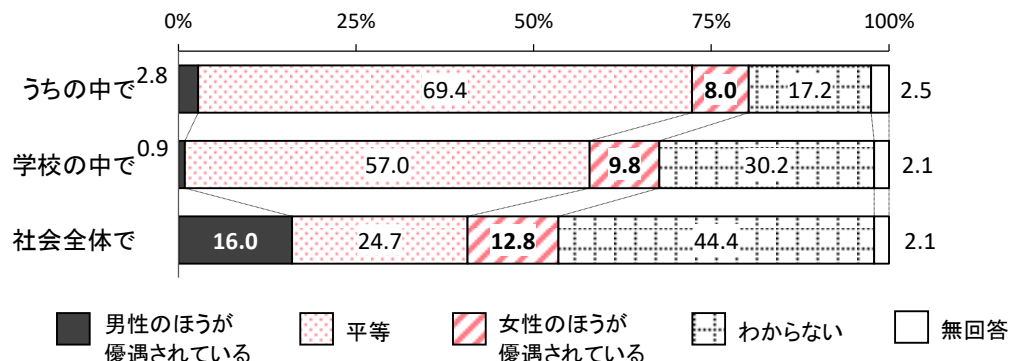
図表2-8-①男女の地位の平等感(全体)【住民】
H29年調査(n=665)

※『男性優遇』:「男性のほうが非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」

『女性優遇』:「女性のほうが非常に優遇されている」+「どちらかといえば女性のほうが優遇されている」

図表2-8-②男女の地位の平等感(全体)【中学生】
「うちの中で」「学校の中で」「社会全体で」

中学生アンケート
(n=554)



(3)「男女共同参画」の認知度

住民アンケート結果では、「男女共同参画」ということばについて、「聞いたことがあるし、言葉の意味も知っている」が35.3%、「言葉の意味は知らないが聞いたことはある」が37.4%となっており、合わせて認知度は、7割を超えています。

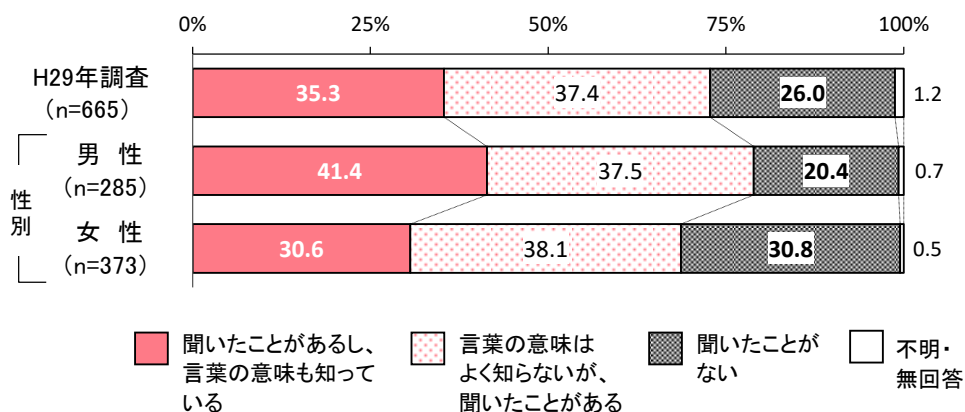
性別では、「男女共同参画」の認知度は「聞いたことがあるし、言葉の意味も知っている」割合は、男性の方が高く、女性は「聞いたことがない」が3割を超えて高くなっています。

中学生アンケート結果では、「聞いたことがない」が6割を超えて最も高くなっています。性別でも「聞いたことがない」が男女ともに6割を超えており、「聞いたことがあり、内容も知っている」は1割前後と低い結果です。

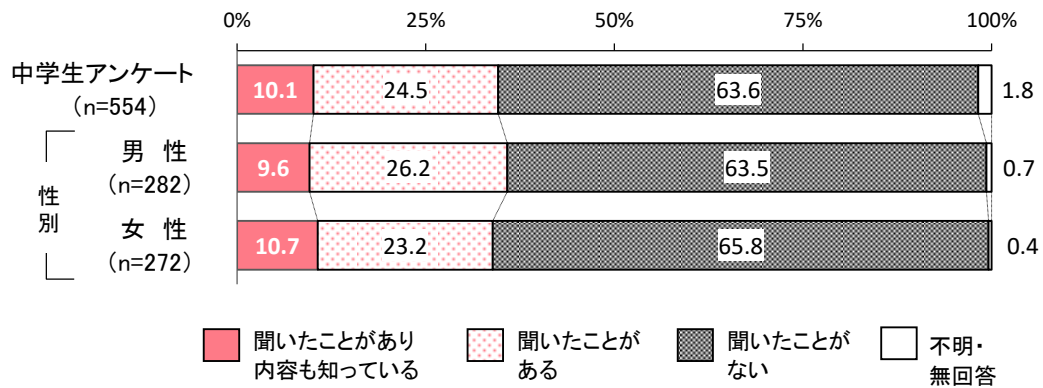
事業所アンケート結果では、「聞いたことがあり、内容も知っている」は67.1%と高く、「聞いたことがある」と合わせて79.5%の認知度となっています。ただし、事業所アンケートでは「固定的性別役割分担意識」についても尋ねていますが、認知度は5割となっており、「聞いたことがない」も5割となっています。

住民、学校、事業所とそれぞれに今後もさらなる周知、啓発が求められます。

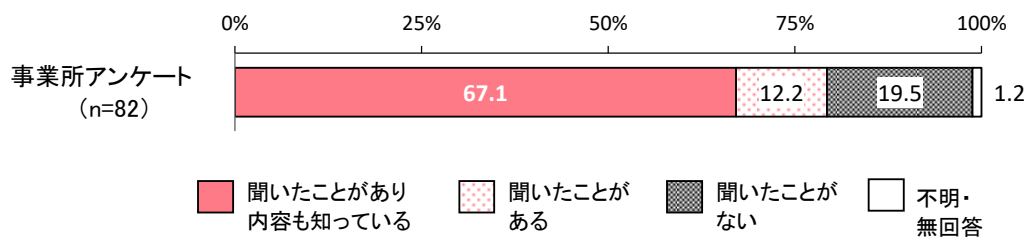
図表2-9-①「男女共同参画」の認知度(全体・性別)【住民】



図表2-9-②「男女共同参画」の認知度(全体・性別)【中学生】



図表2-9-③「男女共同参画」の認知度(全体)【事業所】



■事業所アンケート調査の概要

- 調査対象者 176か所
- 回収率 46.5% (有効回収数82か所)
- 調査方法 紙面及びオンライン併用
- 調査期間 令和4年10月